

## SNS等を活用した米食推進及び宮城米PR業務委託に係る企画提案募集要領

### 第1 趣旨

本募集要領は、宮城米マーケティング推進機構が「おにぎりアクション」の展開に係る業務を委託するに当たり、業務の企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

### 第2 業務名

SNS等を活用した米食推進及び宮城米PR業務

### 第3 業務目的

宮城米の差別化と本質的なファンの獲得を目的として「社会貢献性」という新たな付加価値を訴求するため、「おにぎりアクション」と連動した当機構独自企画を実施するもの。

具体的には、WEB・SNSを活用したキャンペーンや県内での宮城米の喫食機会の創出により、米食の推進を行うとともに、誕生から60周年を迎えるササニシキをはじめとした多様な宮城米の魅力の訴求や、食シーンや料理に合わせた食べ分け提案を行うもの。

### 第4 おにぎりアクション概要

特定非営利活動法人TABLE FOR TWO International（以下、TFT）が主催し令和5年10月4日（水）から11月17日（金）まで展開が予定されているSDGsの取り組み。

おにぎりにまつわる写真に#OnigiriActionを付けてSNSまたは特設サイトに投稿すると、協賛企業の協賛金からTFTを通じてアフリカ・アジアの子どもたちに給食5食（100円）が届く仕組み。参加者は無料で投稿でき、期間中であれば何度でも投稿をすることが可能。おにぎりの写真を投稿するだけで誰でも楽しく手軽に社会貢献に参加できる点が広く支持を集め、2022年までの8年間の開催で、累計約150万枚の写真が投稿され約836万食の給食を届けている。

当機構は昨年初めて自治体パートナーとして協賛し、今年で2年目の協賛となる。

【おにぎりアクション公式WEBサイト：<https://onigiri-action.com/>】

※ おにぎりアクションについては、複数の企業や団体が協力して盛り上げることから、TFTにおいて、発信方法や内容、時期等に関するルールを設けている。おにぎりアクションに係る詳しい内容について確認したい場合は、直接TFTへ問い合わせても構わない。

### 第5 業務内容

#### 1 SNSを活用したキャンペーンの実施

以下に当てはまる企画を提案すること。

- (1) 宮城県民を中心におにぎりアクションに係る投稿数増加に資すること。
- (2) 宮城米4品種（ササニシキ、ひとめぼれ、だて正夢、金のいぶき）の特長・魅力の訴求ができること。
- (3) 県内外問わず、誰もが気軽に参加できること。
- (4) 効果的な情報発信を行うこと。なお、WEBでの情報発信に係るランディングページとして宮城米マーケティング推進機構ホームページ（お知らせ欄）を活用しても構わない。

#### 2 県内イベントの実施

以下に当てはまる企画を提案すること。

- (1) 県内学生等の県民を巻き込んだおにぎりアクションに係るイベントを実施すること。
- (2) 米食の推進とともに、宮城米4品種（ササニシキ、ひとめぼれ、だて正夢、金のいぶき）の特長・魅力の訴求ができること。

#### 3 パブリシティ

以下に当てはまる企画を提案すること。

- (1) おにぎりアクションの独自企画の内容については、全体の記者発表まで公表できないこととなっているため、多くのメディアに取り上げてもらえるようなプレスリリースの効果的な方法・タイミングを検討すること。
  - (2) テレビや新聞などで取り上げてもらえるような工夫をすること。
- 4 SNSの運用
- 以下の条件のもと、SNSを運用すること。
- (1) 期間中、積極的な投稿により企画を盛り上げること。
  - (2) 当機構が所持するSNSアカウントを使用して構わない。使用できるアカウントは以下のとおり。ただし、YoutubeとTikTokはおにぎりアクション対象外となる。
- 【Twitter】
- ・宮城米マーケティング推進機構【公式】@miyagimai\_mk
  - ・おいしい“宮城米”米飯提供店 プレゼントキャンペーン【公式】@oishiimiyagimai
  - ・だて正夢【公式】@datemasayume\_m
  - ・金のいぶき【公式】@kinnoibuki
- 【Instagram】
- ・みやぎライシーレディ【公式】@miyagi\_riceylady
- 【Facebook】
- ・宮城米マーケティング推進機構@miyaginookome
- 【Youtube】
- ・みやぎ米PR
- 【TikTok】
- ・みやぎライシーレディ【公式】@miyagi\_riceylady
- (3) 当機構アカウントのフォロワー数増加に繋がる工夫をすること。
- 5 協賛企業等とのコラボレーション
- (1) TFTが主催する協賛企業・団体が参加できる企画会議（オンライン）に参加し、協賛企業・団体との効果的なコラボレーション等を検討すること。
  - (2) TFTをはじめ、協賛企業・団体とのコラボレーションに係る商品提供も行うこと。
  - (3) コラボレーションの方法は、それぞれのPRしたい商品等の提供に限定されるものではなく、(1)の検討に基づきクオリティの高い投稿を行うこと。
- 6 その他
- (1) JAグループや宮城県（県庁）で実施する宮城米のPRに係る事業を活用しながら、相乗効果を得られるような工夫をすること。他事業の情報については、発注者からも随時情報提供する。
  - (2) 県内の一部のスーパーにおいても、期間中売り場でのポスター掲示の協力を依頼している。ポスターの印刷・発送については、発注者と協議の上決定するが、ポスターデータについては、必ず作成すること。
  - (3) 1から5の業務内容に加え、より効果的な独自提案があれば、提案して構わない。
  - (4) 宮城米キャンペーンキャラクター（2023みやぎライシーレディ）を活用する場合、当該キャラクターの報酬及び旅費は、発注者が負担する。
  - (5) 業務終了後、次の内容を含む報告書を作成し、紙（2部）及び電子データで発注者に提出すること。
    - イ 実施概要
    - ロ キャンペーン等実施の様子
    - ハ 効果測定及び次年度に向けた分析結果
  - (6) この業務内容に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。

## 第6 履行期限

令和6年2月28日（水）

## 第7 実施場所

宮城県内外

## 第8 事業費（委託上限額）

金2,200,000円（うち消費税及び地方消費税の額 金200,000円）

## 第9 申込資格

次のすべてに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第15号）第157条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、本県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。

## 第10 説明会・質問

### 1 説明会

説明会は開催しない。

### 2 質問の受付

次のとおり、企画提案を求める内容等に関して質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 募集開始から令和5年6月19日（月）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 別記様式第1号により、第15の問い合わせ先へ電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以降の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法 質問への回答は、宮城米マーケティング推進機構ホームページの本件お知らせ欄に追記する形で掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは質問者に対してのみ電子メールにて回答する。

## 第11 企画提案への参加申込

### 1 提出書類

- (1) 企画提案参加申込書（別記様式第2号） 1部
- (2) 宣誓書（別記様式第3号） 1部
- (3) 会社概要（既存資料で可） 1部

### 2 提出期限 令和5年6月23日（金）正午まで（必着）

### 3 提出方法 持参又は郵送で第15の問い合わせ先へ提出すること。

## 第12 企画提案書の提出方法

### 1 提出書類

企画提案書（任意様式）：8部

※A4片面、ページ番号付き20ページ以内とし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。記載事項の順番や記載方法は問わない。

### 2 企画提案書に記載する事項

- (1) キャンペーンの実施について
  - イ キャンペーン内容の提案(本業務の目的を踏まえ、具体的な内容を記載のこと)
  - ロ 県内イベントの提案
  - ハ パブリシティ・情報発信方法の提案
  - ニ WEBやSNSの活用方法の提案
  - ホ キャンペーンをPRするための各種ツール等の提案
- (2) その他
  - イ 業務委託の実施体制及び作業スケジュールに関する提案
  - ロ 業務委託にかかる事業経費見積  
※仕様書の項目ごとに、規格、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
  - ハ その他、本業務委託内で実現可能な独自提案(提案する場合)
  - ニ 官民を問わず本業務と類似した業務の受託実績
- 3 提出期限 令和5年6月30日(金)午後5時
- 4 提出方法 持参又は郵送で第15の問い合わせ先へ提出すること。
- 5 留意事項
  - (1) 提出後の書類の差し替えは認めない(発注者が補正等を求める場合を除く)。万が一修正がある場合は、選定委員会開始までに書面で修正内容を示すこと。口頭や選定委員会後の修正は認めない。また、提出された書類は返却しない。
  - (2) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
    - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明なため、企画提案書として不適切と認められる場合。
    - ロ 本要領等の規定に従っていない場合。
    - ハ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合。ただし、企画ごとに代案等を提案してもかまわない。
    - ニ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
    - ホ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
  - (3) 表紙には、企画提案を行う業務名と提案事業者名を記入すること。
  - (4) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
  - (5) 受託者は、本事業(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

## 第13 審査方法

- 1 選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、提案者が6者以上の場合は、予め企画提案書による予備審査(書類審査)を行った上で、上位5者程度で企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査を行う。
- 2 選定委員会は次のとおり開催する。
  - (1) 開催日 令和5年7月6日(木) 予定
  - (2) 開催場所 JAビル宮城5階501会議室(仙台市青葉区上杉一丁目2-16)
  - (3) 審査方法  
企画提案書等の内容について書類の総合評価により審査し、最も優れていると判断される企画提案者を受託候補者として選定する。
  - (4) 提案者が1者又ははない場合の取扱い  
提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託候補者として選定する。  
なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(5) 審査内容

審査項目及び配点（満点：50点）は、次のとおりとする。

No	審査項目	審査の視点	配点	
1	事業内容	・通常のPR業務とは異なる社会貢献性の高い取り組みであることを踏まえ、業務目的や内容を十分に理解した提案となっているか。	10	45
		・PR効果の高い手法・内容になっているか。	10	
		・県内で話題になるような提案となっているか。	10	
		・情報発信方法は、適切で効果的か。	5	
		・SNSフォロワー数の増加に繋がる工夫がなされているか。	5	
	・実施可能なスケジュール・見積となっているか。	5		
2	実施体制	・確実に委託業務を遂行できる実施体制・能力を有しているか。	5	5
				50

(6) 選定結果の発表

選定結果については、後日、参加した全ての企画提案者に文書で通知する。

なお、審査及び選定結果に関する質問には応じないものとする。

第14 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和5年6月8日（木）
質問受付締切	令和5年6月19日（月）正午
質問回答	令和5年6月21日（水）
参加申込締切	令和5年6月23日（金）正午
企画提案書提出期限	令和5年6月30日（金）午後5時
選定委員会	令和5年7月6日（木）予定
選定結果通知	令和5年7月上旬予定
契約締結	令和5年7月中旬予定

第15 問合せ先

宮城米マーケティング推進機構事務局（宮城県農政部みやぎ米推進課） 担当：平山  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎10階  
TEL 022(211)2841 FAX 022(211)2849  
e-mail miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp